

宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業助成金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構（以下「推進機構」という。）が宮崎県の委託を受けて実施する宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業において、建設業者等に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この助成金は、社会インフラの老朽化や建設産業従事者の高齢化が進む中、若年技術者等の資格取得に取り組む宮崎県内の建設業者等を支援することで、本県の社会インフラの整備補修に携わる技術者等の技術力の向上及び担い手育成を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、宮崎県内に主たる営業所を有し、かつ建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可又は測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント・建築設計業者の登録を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社及び個人
- ② 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく協業組合

2 助成申請者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合、この助成金を交付しない。

3 助成対象者について、県税に未納がある場合、この助成金を交付しない。

(交付対象経費及び助成率)

第 4 条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成率（助成金額）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

| 助成対象経費 | 助成率／助成金額 |
|--|----------|
| (1) 若手技術者等（平成 29 年 3 月 31 日時点で満 40 歳未満 | 助成率 |

| | |
|---|--|
| <p>の常勤の事業主・役員及び従業員）が次の①～⑮に掲げる資格を取得するために助成対象者が負担した（２）、（３）の経費。</p> <p>①施工管理技士（技術検定） ②建築士（建築士試験） ③技術士（技術士試験） ④電気工事士（電気工事士試験） ⑤電気主任技術者（電気主任技術者国家試験） ⑥電気通信主任技術者（電気通信主任技術者試験） ⑦給水装置工事主任技術者（給水装置工事主任技術者試験） ⑧消防設備士（消防設備士試験） ⑨技能士（建設工事に関連するものに限る） ⑩登録基幹技能者 ⑪測量士・測量士補（測量士・測量士補国家試験） ⑫不動産鑑定士 ⑬土地家屋調査士 ⑭シビルコンサルティングマネージャ（RCCM） ⑮コンクリート診断士 ⑯その他</p> <p>（２）平成２９年４月１日から平成３０年２月２８日までに受験した資格試験の受験手数料又は同期間に修了した登録基幹技能者の講習受講料（宿泊費・食糧費・旅費・口座振込手数料等を除く。） （３）平成２８年４月１日から平成３０年２月２８日までに受講した講座受講料（受講に必須の教材費を含む。宿泊費・食糧費・旅費・口座振込手数料等を除く。）。ただし、（２）の受験又は講習のために受講したものに限る。</p> | <p>２分の１以内</p> <p>助成金 若年技術者等１人当たり５万円以内（千円未満は切り捨てる。）とし、１建設業者等当たり申請は３名まで（１５万円以内）とする。 ただし当該若年技術者等に女性を１名以上含む場合、４名まで（２０万円以内）とする。</p> |
|---|--|

２ 助成対象経費について、他の助成金等の交付を受ける場合は、助成対象外とする。

（実施計画書の提出）

第５条 助成金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、平成３０年２月２８日までに、実施計画書（様式第１－１号、１－２号）に、次に掲げる添付書類を添えて申請しなければならない。

（１）許可書の写し・登録通知書の写し

※助成金支払までの間に登録内容の変更があった場合は変更届の写しを提出すること。

（２）事業主・役員等一覧（様式第２号）

（３）受験・講習・講座内容、日程、金額等が確認できる書類の写し

（４）平成２９年４月１日以降の納税証明書（県税に未納がないことの証明）

（５）受験者全員の常勤性が確認できる書類（社会保険被保険者証の写し等）

（実施計画書の承認及び助成金の内示）

第６条 理事長は、前条の規定により実施計画書の提出があった場合において、予算の範囲内におい

て、適当と認めるときは、実施計画書の承認を行い、助成金の内示額を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による実施計画の承認及び助成金の内示額の通知は、実施計画承認及び内示通知書（様式第3号）により行うものとする。

（実施計画書の変更等）

第7条 申請者は、前条で通知した内示額の2割を超える減額が生じることとなった場合は、遅滞なく実施計画変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 申請者は、前条で通知した内示額の増額が生じることとなった場合は、増額申請のため実施計画変更申請書（様式第4号）を提出することができる。

（変更計画書の承認及び助成金の内示）

第8条 理事長は、前条の規定により実施計画変更申請書の提出があった場合において、予算の範囲内において、適当と認めるときは、変更計画書の承認を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による実施計画の承認及び助成金の内示額の通知は、変更計画承認及び内示通知書（様式第5号）により行うものとする。

（助成金の交付申請）

第9条 申請者は、交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる関係書類及び添付書類を添えて申請しなければならない。

（1） 関係書類 ①実施報告書（様式第7-1号、7-2号）

（2） 添付書類 ①受験及び受講したことを確認できる書類の写し

②資格試験手数料及び講習・講座受講料の支払いが確認できる書類

③受験者または受講者の常勤性が確認できる書類（社会保険被保険者証等）

※様式第1-2号に記載していない受験者の場合。

④②の宛名が受験・受講者本人となっている場合は、申請者が助成経費に係る支出をしたことを証する書類の写し（参考様式）

※受験者または受講者が一部負担した場合は、申請者の負担額が確認できる書類の写しを全て提出すること

⑤試験に合格した場合は、合格したことを証する書類の写し

2 交付申請は、受験者全員の合格発表日から起算して20日を経過した日又は平成30年2月28日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第10条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、内示額の範囲内で助成金額を確定（様式第8号）するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 理事長は、助成事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補

助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(助成金の支払等)

- 第12条 助成金は、第10条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 申請者は、前項の規定による助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

- 第13条 この要綱の規定により理事長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は別記に定めるところによる。
- なお、申請者から提出された書類は返却しないものとする。

(助成金の経理)

- 第14条 申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他の必要な事項)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。